## 起業者向 け 補 助 金を紹介 ます

 $\nabla$ 申請先/問い合わせ先=産業政策室(公内線1 0 6

市税を滞納していない人業した日から5年以内の、 あり、 たは会社設立登記を行い起 個人開業届の提出ま 補助金を交付 内に事業所などが します。

# ▽補助対象事業・対象経費

- 支援します
- 補助対象経費=事業所など 除く)、事業所などで使用す  $\mathcal{O}$ る事務機器などの 月額賃借料 (敷金礼金は レンタ
- 補助率 補助対象経費の2
- 分

支援します。

- 金および印刷製本費など 会場使用料、 費や出展費(日当を除く)、 補助対象経費= 旅費、 研修会参 講師謝
- 分 の 2 補助率=補助対象経費の3
- $\nabla$ 補助対象期間 補助限度額=5万円
- ②ステップアップ支援事業= ①スター 交付決定日から1 ト支援事業<br />
  =補助 年間 金
- 補助金交付決定日から令和 年3月19日(金)まで

## 大船渡市まちなか商店街 起業支援事業補助金

金を交付 店する人などを対象に、 でき店舗を借りて新たに出 します。

▽対象者=商業集積地や中 家または空き地を新たに使市街地内の空き店舗、空き 二創業者で、 ていない人 用する新規起業者または第 市税を滞納 心

## ▽条件 ①申請者が直接、

②法律に基づく資格が必要な を取得し、 期間中に取得する見込みがを取得し、または補助対象 場合は、必要な許認可など

空き店舗または空き家を活 品購入費、 装工事費、 用する場合=設計費、 の改修に係る原材料費、 借家料、 広告宣伝費 内外装 備

地料 備品購入費、

## ▽補助額

- (要予約)を受け、

ジをご覧ください。

営業に携わること

あること

## $\nabla$ 補助対象経費

伝費

限度額75万円

 $\nabla$ 対象経費の2分の1、

さ (金)までに申請をしてくだ

補助率

補助対象経費の3

分の

2

(2)

相談受付 日 . 程 || 日(金) 月 11 日

②加工施設等整備事

造に必要な加工施設や機械加工品などの開発または製

決定日から令和3年>補助対象期間=補助 決定日 日(金)まで 補助金交付 年3

地域の農林水産物や加工品

などを販売または提供する

などの整備にかかる経費

施設や什器などの整備に

か

## 大船渡市6次産業化 支援事業補助 金

 $\nabla$ して補助金を交付します。 工・販売施設整備費などに対 対象者=次のいずれかに該 加 地域の農林水産物を活用 工品品 などの開発費、

加

物や加工品などが販売総額

かる経費(地域の農林水産

の5割以上を占めるもの)

補助率=:

補助対象経費の2

分 の 1

①市内で事業を営む中 者(小規模事業者や農林漁 小企業

さい

相談受付日程=

5

月11日

(金)までに申請をしてくだ

当する市税を滞納してい

な

 $\nabla$ 

申請方法=事前に個別相

(要予約)を受け、7月10

日 談  $\nabla$ 

補助上限額=

50 万

い人または団体

業者を含む)

協同組合法、水産業協同組②市内に事業所を有する農業 合法、 組合 森林組合法に基づく

 $\nabla$ 

補助対象期間=補助金交付

日(金)

決定日から令和3年3月12

者を構成員に含む団体に限 林漁業者、または農林漁業 、農 ※加工施設等整備事業は、 ③①や②で構成される団

## ります

-は 補 補助助

事業または

空き地を活用する場合=

対象経費の4分の3、補助商業集積地=補助率は補助

広告宣 広告宣

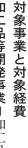
申請方法=事前に個別相談限度額50万円

ペ ージをご覧くださ 制度の詳細は、

市ホ

厶

日(金)まで



## 

市ホームページ内検 索コーナーから事業 名を検索ください

拓などにかかる経費 かまる などの 試作開発費や 販路開 が工品等開発事業 単加工品

があります。は、加入負担 負担金の額は、 加入負担金を納める必要

衛

生的で

快適な暮ら

しを実現

ま

公共下水道・

漁業集落排水施設の

## 下水道工事へのご理解と ご協力をお願いします

町 の富岡などの地域で整備を 平・砂子前・宮ノ前、 令和2年度は、 大船渡町 猪 0

します。 迷惑をお掛けします んのご理解とご協力をお願 迷惑をお掛けしますが、皆-工事期間中は、ご不便やご 皆さ V

# 利子全額を市が負担

あっせんと利子補給を実施人に、金融機関からの融資 各施設への接続工事をす います。 利用促進のた

制度を活用 よう。 早 · め に 下

## んの内容】

下水道などの利用に

して不明な点があり

ま

に接続して汚水を排水する人使用区域に居住し、その施設

 $\nabla$  $\nabla$  $\nabla$  $\nabla$  $\nabla$ 利用条件=市税の完納 行を除く市内の金融機関 取扱金融機関 = ゆうちょ銀 利子=無利子(市が補給)

## 排水設備工事は 指定工事店が行います

置することとなります。 排水設備は個人の負担で設

できません。 備工事指定店でなければ施工れ、市の指定を受けた排水設 準で行うことが条例で定めら 排水設備工事は、 一定の基

までの一切を行います。手続きから工事の設計・関係書類の提出など、市 指定店に工事を依頼すると、 市 施工  $\sim$ 0)

(3) 広報大船渡お知らせ版 令和2年4月20日号(No. 1173)

## 安定化支援事業補助金大船渡市起業者経営 市内で新たに起業した人を

対象に、 ※この他、 ▽対象=市 補助対象事業ごと

に条件があります。

## ①スター 期における経営の安定化をスタート支援事業=起業初

ル

## 補助限度額= 40 万

力向上に向けた取り組みを起業者が複数名で行う経営

※対象エリアは、 ホ ムペ

よって異なります 処理区域に

予定しています。

その 区域

# 下水道への接続工事の

・大船渡町=笹崎、れぞれ一部

猪川

|町=轆轤石、

長洞、

中

下水道に接続してください。も、できるだけ早く廃止し、

浄化槽を使用している場合

受益者負担金制度について

約1,320円)です。

受益者負担金の

申告につ

当たり400

(1坪当たり

0

面積に応じて決定し、

m²

井沢のそれぞれ

れ一部山

口

蛸ノ浦のそれぞ

赤崎町

跡浜

後ノ

入

ています。

受益者となります

金額は、

供用区域内の土地

している場合、

上地を借りて建物を所有

続することが法律で定められ

3年以内に下水道に接

ば、

者が受益者となります。

例え

をしている土地は、その権利

の所有者ですが、

賃貸借など

部 平

欠ノ下向のそれぞれ

永沢、

備の設置とトイレの水洗化を

建物を所有する人は、

排水設

下水道が使用できる区域に

▽公共下水道の供用開始区域

· 盛町=

:権現堂、

下舘下のそ

新たに下水道が使用できるよ

下水道への早めの接続を

お願いします

願いしています。

受益者は、

原則として土地

り「受益者負担金」の納付をお

31

日から、

次の区域で

一部

三陸町越喜来=崎浜地区

0

建設費の一部に充てるため、 内で利益を受ける人に、 整備されることにより、

土地の面積に応じて、

1 度限

盛町・大船渡町・赤崎町

▽漁業集落排水施設の供用開

したがって、公共下水道が

始区域

 $\nabla$ 

問い合わせ先=下水道事業所(☎内線197・201)

使用区域が広がりました~

一部で新たに供用開始

町・三陸町越喜来の

うになります。

る人に、 め 集落排水施設の 0 市では、 公共下水道と漁業

道へ接続しまし

## 【融資あっ せ

します。

するとともに、

みとともに、相談会を開対象者に個別にお知ら

大船渡市公共下水道

限られます。

取られます。

下水道の施設は、道路や公

マンホールふたデザイン

の集会施設=80万円以内・一戸建て住宅、公民館など>限度額

したら、

お気軽に問

合わせくださ

万円以内 共同住宅: 帯に つ き 40

店舗など= 店舗等併用 住宅 80 室 = 以内  $\begin{array}{c} 1 \\ 2 \\ 0 \end{array}$ 

円以内

**返済方法**=元金均等月賦返 **返済期間**=5年(6回)以内

一定の条件が必要です。 など、

▷問い合わせ=市役所☎0192②3111